

# 令和8年度 京都市立岩倉南小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総 則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、自殺や不登校などを引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、すべての児童が、被害者にも加害者にもなりえるものでもある。

平成29年度における国の「いじめ防止対策協議会」における、法の施行状況についての検証では、

- ・いじめの認知に関わる格差
  - ・学校の基本方針が、保護者や教職員に十分認知がされていないことや見直しが行われていない。
  - ・学校のいじめ対策組織が十分機能していない。
  - ・いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体の教育活動の中での指導の徹底不足
  - ・いじめの解消に向けた認識の不十分さ
  - ・重大事態に対する被害者や保護者と学校との認識の違いによる対応の不十分さ
- といった課題が見られるとしている。

これらの課題を踏まえて、いじめに対する積極的な認知や適切な初期対応、学校組織での対応を徹底するために、子どもの尊厳を保持する目的の下、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条、「京都市いじめ防止等に関する条例」に基づき、本校のいじめの防止に対する基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関わる問題である。また、学校の問題であると同時に社会問題でもある。いじめは子どもたちの間だけで起こる問題ではなく、大人社会においても、また学校だけでなく様々な場において起こりうる。そのため、いじめの解決に向けては、いじめに関わる子どもたちの個人的特性や家庭環境、さらにそれらを取り巻く地域風土や社会環境等にも目を向けなければならない。

これら、様々な要因が複雑に絡み合いながらいじめの問題を形成している場合も少なくない状況があり、社会全体で解決を目指していくことが肝要である。

学校では、「いじめ」の防止は当然のことであるが、早期発見に努めることは教職員の責務である。万が一、いじめが発生した場合には「いじめ対策委員会」で情報を共有し、一刻も早く被害児童の精神的・肉体的苦痛を取り除くことに努める。「いじめは絶対に許されない」という一貫した強い信念のもと、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。また、児童一人一人が安心して学校生活を送れるように、一人一人の居場所の確保に向けた取組を推進する。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織名 岩倉南小学校いじめ対策委員会

### (2) 構成員（職名又は校務分掌）（※緊急対応の場合はこの限りではない）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任（養護教諭）
生徒指導部会担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### (3) 役割・取組内容

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取</li><li>・個別面談や相談窓口の集約</li><li>・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口</li><li>・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成</li><li>・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認</li><li>・教職員の共通理解と意識啓発、発見されたいじめ事案への対応</li><li>・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定</li></ul> |
|---|

### (4) 開催時期

- ・いじめ事案の発覚時…「いじめ対策委員会」で対応を協議する。  
※月1回…「生徒指導部会」でいじめの早期発見に努める。

### (5) 児童・保護者への周知方法

- ・年度当初の授業参観・学級懇談会で保護者への伝達
- ・年度当初、学校だよりや学校ホームページに掲載
- ・5月第1週の学校長講話にて、いじめ対策委員会構成員の公表
- ・学校評価アンケートを活用した意識調査

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ア 学習環境の整備

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・清潔で整備された校内環境、教室環境</li><li>・丁寧でやさしい言葉遣い（ふわふわ言葉）の掲示</li><li>・合言葉「やさしさと思いやり」「一生懸命はかっこいい」やスローガンの掲示</li></ul> |
|---|

#### イ 授業改善の充実

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の推進</li><li>・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進</li><li>・生徒指導の機能である「自己存在感を与える」「自己決定の場を与える」「共感的人間関係の育成」「安心・安全な風土」を意識した授業づくり</li><li>・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態（グループ学習など）の工夫</li></ul> |
|---|

#### ウ 道徳教育・人権教育の充実

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。人権学習「みんなの日」の設定</li><li>・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施</li><li>・警察のスクールサポーターによる非行防止教室・薬物乱用防止教室の実施</li></ul> |
|--|

## エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進
- ・児童会が主体となって発信する生活目標とその振り返り
- ・学校内人権月間、地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動、人権標語、スローガン、ポスターの作成と掲示の実施
- ・人権学習「みんなの日」の実施

## オ 児童同士の絆づくり

- ・たてわり活動、たてわり遊びなど異年齢集団における交流活動の実施
- ・運動会
- ・人権学習「みんなの日」の取組
- ・全校道徳
- ・クラブ活動や委員会活動での交流

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ア 日常の児童に関する情報共有

- ・学年会での子どもの情報の共有
- ・岩倉南ミニ日記を活用した、子どもの様子や指導事項の共通理解
- ・「生徒指導部会」での子どもの様子の情報共有
- ・「不登校支援部会」での情報共有

### イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し
- ・毎朝の登校指導や、休み時間、掃除時間などの校内巡視による児童の見守り活動

### ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施
- ・児童に対するアンケートの実施による発見の強化
- ・SCやSSWとの連携による教育相談
- ・家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・毎月の「生徒指導部会」、必要に応じて開く「いじめ対策委員会」「不登校支援部会」による情報共有と組織的な動きの構築

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、まわりの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

### 【前提となる基本事項】

#### 『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

#### 『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒・保護者・地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

予防

### 【未然防止の取組】

- ・学習環境の整備・授業改善の充実
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童同士の絆づくり

見逃しのない観察

### 【Ⅰ：いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握】

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他の情報から
- ・アンケート調査等の情報から
- ・「生徒指導部会」「不登校支援部会」の情報から 等

手遅れのない対応

### 【Ⅱ：「いじめ対策委員会」を開催し、情報共有及び事実関係を把握】

#### 《いじめ対策委員会で共有》

- ①いじめ対策委員会で情報共有を行い、児童への聴き取り・指導・支援体制等を検討

#### 《事実確認》

- ②複数教員で対応し、「いじめ」の認知は表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- ③いじめを受けた児童といじめを行った児童を個別で聴き取る。
- ④何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- ⑤聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめる。

心の通った指導

### 【Ⅲ：管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針の決定】

#### 《児童への指導・支援》

- いじめを受けた児童は「絶対を守る」「必ず解決する」という姿勢で臨む。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

#### 《謝罪の場の設定》

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

#### 《保護者への連絡・家庭との連携》

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

#### 《教育委員会への報告・連携、関係機関との連携》

- 重大事態等、必要に応じて直ちに教育委員会へ報告。警察、児童相談所等と連携して対処する。

### 【Ⅳ：「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施】

#### 《学校全体での継続的な指導・支援》

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
  - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。（救済）
  - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ SNS（LINEなど）を通じて起こっている問題行動の理解
- ・ SNS（LINEなど）を使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・ GIGA端末の使用法の徹底、情報モラル教育の実施
- ・ ケータイ教室、非行防止教室など、情報モラル教育の実施
- ・ 家庭教育学級、学級懇談会、個人懇談会を活用しての保護者への啓発

## エ いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ 速やかな対応、丁寧な聴き取り、正確な事実関係の記録（被害の様態、状況、構造、動機、背景など）
- ・ 組織的（担任任せにならない）な対応
- ・ 重大事態の防止
- ・ 被害児童の保護を再優先に考えた対応
- ・ 加害児童への責任ある指導
- ・ 保護者（被害児童、加害児童）と連携した指導

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 実施内容

- ・ 「報告」「連絡」「相談」の徹底
- ・ 教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・ いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催
- ・ 教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の推進
- ・ 生徒指導ハンドブック等を活用して、いじめ発見等の対策の研修会の実施

### イ 実施時期

- ・ 年度当初、基本方針の伝達と徹底に向けた研修
- ・ アンケート実施一か月以内（年間2回）
- ・ 夏季休業中の研修

## 4 保護者・地域との連携

- ・ 年度当初、基本方針策定の伝達と年間計画の周知
- ・ 道徳の時間や人権学習の授業参観による保護者への啓発活動
- ・ 学級だよりや学校ホームページを通して、非行防止教室の様子の公開
- ・ 学校評価アンケートの結果の分析と、保護者や学校運営協議会での周知

## 5 重大事態への対処

### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票を使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### (2) 重大事態が発生したときの対応

- ・ 京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
  - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

**学校が調査主体の場合**

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

**京都市教育委員会が調査主体の場合**

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

**6 年間計画（予定）**

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議の開催や教職員の資質能力向上の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発・関係機関との連携
4	職員会議「学校いじめの防止等基本方針」「いじめ防止プログラムPDCAサイクル」の共通理解			学校いじめ防止基本方針の周知 授業参観・学級懇談会
5	生徒指導部会①（クラスマネジメントシートの実施に向けて） 校内研修会①見守りたい子研修会	児童会で1学期の行動目標を決定し、校内に掲示する 憲法月間 1年生を迎える会 たてわり活動	第1回クラスマネジメントシートの実施	家庭訪問 憲法月間「学校だより」で啓発
6	生徒指導部会②（クラスマネジメントシートの結果の共有・いじめアンケート実施に向けて）	たてわり活動 薬物乱用防止教室（6年） みんなの日	第1回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談（児童）	休日参観 薬物乱用防止教室
7	生徒指導部会③（いじめに関するアンケートの結果の共有）	たてわり活動 非行防止教室（5年）	学校評価アンケートの実施	個人懇談会 非行防止教室
8	小中合同研修会 校内研修会②「夏季研修会」			
9	生徒指導部会④ 校内研修会③学校評価結果分析・共有 人権参観・懇談会	児童会による2学期の行動目標の掲示 4年若狭宿泊活動 たてわり活動 みんなの日		人権参観・懇談会
10	生徒指導部会⑤	運動会 5年花背山の家野外活動 たてわり活動		学校運営協議会学校評価報告 運動会
11	生徒指導部会⑥	音楽発表会 たてわり活動	第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 教育相談（児童）	音楽発表会
12	生徒指導部会⑦（いじめに関するアンケートの結果の共有）（学校いじめ防止プログラムの見直しと確認②PDCAサイクル）	人権月間 洛北のWA（6年）	学校評価アンケートの実施 第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会 人権月間「学校だより」で啓発

1	生徒指導部会⑧ 学校評価結果分析・共有 校内研修会④（見守りたい子研修）	児童会による3学期の行 動目標の掲示 みんなの日 たてわり活動		学校運営協議会学校評価 報告
2	生徒指導部会⑨ 校内研修会⑤（クラスマネジメン トシートの結果の共有・年間反省）	全校道徳 たてわり活動		授業参観・学級懇談会 新1年半日入学体験
3	生徒指導部会⑩（学校いじめ防止 プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル・次年度に向けて）	たてわり活動 6年生を送る会	アンケート原本の保管	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル8月・12月・3月）
- ・「いじめに関するアンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」（定例：生徒指導部会）
- ・「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導部会」で随時行い、情報等を共有する。